



発行 新潟県

|            |
|------------|
| 号外 5       |
| 平成27年3月31日 |

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

病院局管理規程

- 9 新潟県病院局組織規程の一部を改正する規程 (病院局総務課)
- 10 新潟県病院局企業職員の管理職手当に関する規程の一部を改正する規程 (病院局総務課)

企業局管理規程

- 4 新潟県企業局組織規程の一部を改正する規程 (企業局総務課)

人事委員会規則

- 6-1767 特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局総務課)
- 6-1768 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局総務課)
- 12-88 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局総務課)

教育委員会規則

- 8 新潟県教育委員会組織規則の一部を改正する規則 (教育庁総務課)

教育委員会訓令

- 6 新潟県教育委員会職員の安全衛生管理組織等を定める規程の一部改正 (福利課)
- 7 新潟県立学校職員安全衛生管理規程の一部改正 (福利課)

病院局管理規程

新潟県病院局管理規程第9号

新潟県病院局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年3月31日

新潟県病院事業管理者 若月道秀

新潟県病院局組織規程の一部を改正する規程

新潟県病院局組織規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

| 改 正 後   | 改 正 前   |
|---|---|
| <p>(病院の組織)</p> <p>第8条 病院に次の部、課、科及び係を置く。ただし、課、科及び係については、病院の規格その他の状況によりその一部を置かないことができる。</p> <p>(略)</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、県立がんセンター新潟病院については、診療部に代えて次の部、センター及び科を置く。ただし、その一部を置かないことができる。</p> <p>(略)</p> <p>情報調査部<br/>地域連携・相談支援センター<br/><u>緩和ケアセンター</u><br/>がん予防総合センター</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第9条 前条第1項に規定する部の分掌事務は、次のとおりである。</p> <p>(略)</p> <p>4 県立がんセンター新潟病院の臨床部、研究部、情報調査部、地域連携・相談支援センター、<u>緩和ケアセンター</u>及びがん予防総合センターの分掌事務は、次のとおりである。</p> <p>臨床部<br/>(略)<br/>地域連携・相談支援センター</p> <p>(1) 地域医療機関並びに保健及び福祉等の関係機関との連携に関する事項<br/>(2) 医療相談に関する事項<br/>(3) 医療情報の広報に関する事項<br/><u>緩和ケアセンター</u></p> <p>(1) <u>がん看護カウンセリングに関する事項</u><br/>(2) <u>緩和ケアにかかるカンファレンスに関する事項</u><br/>(3) <u>緩和ケアにかかる研修に関する事項</u></p> <p>がん予防総合センター<br/>(略)</p> <p>第20条 病院の部、センター、室、課、科及び係に、次のとおり長を置く。</p> <p>(略)</p> <p>2 前項に規定するもののほか、県立がんセンター新潟</p> | <p>(病院の組織)</p> <p>第8条 病院に次の部、課、科及び係を置く。ただし、課、科及び係については、病院の規格その他の状況によりその一部を置かないことができる。</p> <p>(略)</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、県立がんセンター新潟病院については、診療部に代えて次の部、センター及び科を置く。ただし、その一部を置かないことができる。</p> <p>(略)</p> <p>情報調査部<br/>地域連携・相談支援センター<br/><br/>がん予防総合センター</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第9条 前条第1項に規定する部の分掌事務は、次のとおりである。</p> <p>(略)</p> <p>4 県立がんセンター新潟病院の臨床部、研究部、情報調査部、地域連携・相談支援センター及びがん予防総合センターの分掌事務は、次のとおりである。</p> <p>臨床部<br/>(略)<br/>地域連携・相談支援センター</p> <p>(1) 地域医療機関並びに保健及び福祉等の関係機関との連携に関する事項<br/>(2) 医療相談に関する事項<br/>(3) 医療情報の広報に関する事項</p> <p>がん予防総合センター<br/>(略)</p> <p>第20条 病院の部、センター、室、課、科及び係に、次のとおり長を置く。</p> <p>(略)</p> <p>2 前項に規定するもののほか、県立がんセンター新潟</p> |

病院の部及びセンターに次のとおり長を置く。

(略)

地域連携・相談支援センター 地域連携・相談支援センター長 看護師長 副看護師長

緩和ケアセンター 緩和ケアセンター長 看護師長 副看護師長

がん予防総合センター がん予防総合センター長

(略)

(参事等)

第20条の2 病院並びにその部、センター、課、科及び係に参事、専任セーフティマネージャー、副参事、医事企画員、准看護専門員、主査、主任、主任医療ソーシャルワーカー、主任管理栄養士、主任診療放射線技師、主任医学物理士、主任臨床検査技師、主任臨床工学技士、主任臨床心理員、主任臨床児童相談員、主任理学療法士、主任作業療法士、主任マツサージ師、主任言語聴覚士、主任視能訓練士、主任歯科衛生士、薬剤科長、主任専門看護師、主任助産師、主任看護師、主任准看護師、専門相談員、薬剤専門員、診療放射線専門員、作業療法専門員、専門員(次項において「参事等」という。)を置くことができる。

(略)

(看護部長心得)

第20条の3 第20条第1項及び第3項の規定にかかわらず、小出病院看護部に看護部長を置かず、看護部長心得を置く。

2 看護部長心得は、上司の命を受けて所掌する事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

(略)

病院の部及びセンターに次のとおり長を置く。

(略)

地域連携・相談支援センター 地域連携・相談支援センター長 看護師長 副看護師長

がん予防総合センター がん予防総合センター長

(略)

(参事等)

第20条の2 病院並びにその部、センター、課、科及び係に参事、専任セーフティマネージャー、副参事、医事企画員、准看護専門員、主査、主任、主任医療ソーシャルワーカー、主任管理栄養士、主任診療放射線技師、主任医学物理士、主任臨床検査技師、主任臨床工学技士、主任臨床心理員、主任臨床児童相談員、主任理学療法士、主任作業療法士、主任マツサージ師、主任言語聴覚士、主任視能訓練士、主任歯科衛生士、薬剤科長、主任専門看護師、主任助産師、主任看護師、主任准看護師、薬剤専門員、診療放射線専門員、作業療法専門員、専門員(次項において「参事等」という。)を置くことができる。

(略)

## 附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

新潟県病院局管理規程第10号

新潟県病院局企業職員の管理職手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年3月31日

新潟県病院事業管理者 若月 道秀

新潟県病院局企業職員の管理職手当に関する規程の一部を改正する規程

新潟県病院局企業職員の管理職手当に関する規程（昭和41年新潟県病院局管理規程第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

| 改正後                |  |    | 改正前                |  |    |  |  |
|--------------------|--|----|--------------------|--|----|--|--|
| <b>別表第1（第2条関係）</b> |  |    | <b>別表第1（第2条関係）</b> |  |    |  |  |
| 組織上の区分             | 職  | 区分 | 組織上の区分             | 職  | 区分 |  |  |
| (略)                |  |    | (略)                |  |    |  |  |
| 施設                 | (略)  |    | 施設                 | (略)  |    |  |  |
|                    | 十日町病院長<br>小出病院長  | 2種 |                    | 小出病院長<br>吉田病院長   | 2種 |  |  |
| (略)                |  |    | (略)                |  |    |  |  |
| 施設                 | 妙高病院薬剤部長<br>松代病院薬剤部長<br>柿崎病院薬剤部長<br>六日町病院薬剤部長<br>十日町病院薬剤部長<br>小出病院薬剤部長<br>精神医療センター薬剤部長<br>加茂病院薬剤部長<br>津川病院薬剤部長<br>吉田病院薬剤部長<br>リウマチセンター薬剤部長<br>坂町病院薬剤部長<br>中央病院薬剤副部長<br>(局長が定めるものに限る。)<br>がんセンター新潟病院薬剤副部長<br>(局長が定めるものに限る。) | 5種 | 施設                 | 柿崎病院薬剤部長<br>十日町病院薬剤部長<br>六日町病院薬剤部長<br>小出病院薬剤部長<br>精神医療センター薬剤部長<br>加茂病院薬剤部長<br>吉田病院薬剤部長<br>リウマチセンター薬剤部長<br>坂町病院薬剤部長<br>中央病院薬剤副部長<br>(局長が定めるものに限る。)<br>がんセンター新潟病院薬剤副部長<br>(局長が定めるものに限る。) | 5種 |  |  |
|                    | (略)  |    |                    | (略)  |    |  |  |
|                    | 備考 (略)   |    |                    | 備考 (略)   |    |  |  |

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

企業局管理規程

## 新潟県企業局管理規程第4号

新潟県企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年3月31日

新潟県企業管理者 早 福 弘

新潟県企業局組織規程の一部を改正する規程

新潟県企業局組織規程（昭和37年新潟県企業局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

| 改 正 後  | 改 正 前  |
|--|--|
| (組織)<br><b>第8条</b> 発電管理センターに次の課及び係を置く。<br>庶務課<br>庶務係<br>管理調整課<br><br>発電課<br><br>工務第1課<br><br>工務第2課 | (組織)<br><b>第8条</b> 発電管理センターに次の課及び係を置く。<br>庶務課<br>庶務係<br>管理調整課<br><u>管理調整係</u><br>発電課<br><u>発電係</u><br>工務第1課<br><u>三面第1係 三面第2係</u><br>工務第2課<br><u>胎内係 県央係</u> |

## 附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

## 人事委員会規則

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月31日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 卷 克 恕

## 新潟県人事委員会規則第6-1767号

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当に関する規則（規則第6-1313号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改 正 後  | 改 正 前  |
|--|--|
| (用地交渉手当)<br><b>第22条</b> 条例第24条第1項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる勤務箇所に勤務する職員とする。<br>(1) (略)<br>(2) <u>福祉保健部基幹病院整備室</u><br>(3)～(5) (略) | (用地交渉手当)<br><b>第22条</b> 条例第24条第1項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる勤務箇所に勤務する職員とする。<br>(1) (略)<br>(2) <u>福祉保健部医務薬事課</u><br>(3)～(5) (略) |

## 附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月31日

新潟県人事委員会

委員長 鶴巻克恕

**新潟県人事委員会規則第6-1768号**

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（規則第6-118号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

| 改正後                |     |                  |     | 改正前                |    |                  |    |
|--------------------|-----|------------------|-----|--------------------|----|------------------|----|
| <b>別表第1（第2条関係）</b> |     |                  |     | <b>別表第1（第2条関係）</b> |    |                  |    |
| 組織上の区分             |     | 職                | 区分  | 組織上の区分             |    | 職                | 区分 |
| 知事の<br>事務部<br>局    | 本庁  | (略)              | 4種  | 知事の<br>事務部<br>局    | 本庁 | (略)              | 4種 |
|                    |     | (略)              |     |                    |    | (略)              |    |
|                    |     | <u>総務事務センター長</u> |     |                    |    | <u>総務事務センター長</u> |    |
|                    |     | <u>基幹病院整備室長</u>  |     |                    |    |                  |    |
|                    |     | (略)              |     |                    |    | (略)              |    |
| (略)                | (略) | (略)              | (略) |                    |    |                  |    |
| (略)                |     |                  |     | (略)                |    |                  |    |
| 警察                 | 本部  | (略)              | 4種  | 警察                 | 本部 | (略)              | 4種 |
|                    |     | 課長               |     |                    |    | 課長               |    |
|                    |     | <u>監察官室長</u>     |     |                    |    | (略)              |    |
|                    |     | (略)              |     |                    |    | (略)              |    |
|                    |     | 室長               |     |                    |    | 室長               |    |
|                    |     | <u>通訳センター長</u>   |     |                    |    | (略)              |    |
|                    |     | 指導官              |     |                    |    | 指導官              |    |
| <u>少年サポートセンター長</u> | (略) |                  |     |                    |    |                  |    |
| (略)                | (略) |                  |     |                    |    |                  |    |
| (略)                | (略) | (略)              | (略) |                    |    |                  |    |
| (略)                |     |                  |     | (略)                |    |                  |    |
| 備考 (略)             |     |                  |     | 備考 (略)             |    |                  |    |

**附 則**

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月31日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

**新潟県人事委員会規則第12-88号**

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（規則第12-3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

| 改正後             |              |   | 改正前             |              |  |
|-----------------|--------------|---|-----------------|--------------|--|
| <b>別表</b>       |              |   | <b>別表</b>       |              |  |
|                 | 機 関          | 職   |                 | 機 関          | 職  |
| 本庁              | (略)          |   | 本庁              | (略)          |  |
|                 | 教育委員会<br>事務局 | 教育次長 課長 室長<br>企画主幹 課長補佐<br>(略)  |                 | 教育委員会<br>事務局 | <u>教育長</u> 教育次長 課長<br>室長 企画主幹 課長<br>補佐 <u>室長補佐</u><br>(略)  |
|                 | (略)          |   |                 | (略)          |  |
| 本庁以<br>外の機<br>関 | 地域振興局        | 局長 部長 所長 医監<br>副部長 副所長 セン<br>ター長（県民サービスセ<br>ンター長を除く。）次長<br>農林事務所長 維持管<br>理事務所長 分所長 農<br>林事務所次長 維持管理<br>事務所次長 総務課長<br>庶務課長 総務福祉課長<br>企画調整課長（庶務に<br>関する事務を行うものに<br>限る。）業務課長（ <u>港湾<br/>事務所（新潟地域振興局<br/>新潟港湾事務所東港分所<br/>を除く。）</u> 及び佐渡地域振<br>興局地域整備部に置かれ<br>るものに限る。）総務係<br>長（津川地区振興事務所<br>に置かれるものを除く。） | 本庁以<br>外の機<br>関 | 地域振興局        | 局長 部長 所長 医監<br>副部長 副所長 セン<br>ター長（県民サービスセ<br>ンター長を除く。）次長<br>農林事務所長 維持管<br>理事務所長 分所長 農<br>林事務所次長 維持管理<br>事務所次長 総務課長<br>庶務課長 総務福祉課長<br>企画調整課長（庶務に<br>関する事務を行うものに<br>限る。）業務課長（ <u>佐渡<br/>地域振興局地域整備部に<br/>置かれるものに限る。）</u><br>総務係長（津川地区振興<br>事務所に置かれるものを<br>除く。） |
|                 | (略)          |   |                 | (略)          |  |
| 備考 (略)          |              |   | 備考 (略)          |              |  |

**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(教育長に関する経過措置)

2 この規則の施行の際、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第1項の規定により現に置かれている教育長については、改正前の別表中本庁に係る部分は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

教育委員会規則

新潟県教育委員会組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

新潟県教育委員会

委員長 外山 迪子

**新潟県教育委員会規則第8号**

新潟県教育委員会組織規則の一部を改正する規則

新潟県教育委員会組織規則（昭和36年新潟県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には当該移動号を移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には当該移動号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

| 改 正 後   | 改 正 前   |
|---|---|
| <p>(本庁)</p> <p><b>第3条</b> 本庁とは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）<u>第17条第2項</u>の規定により設ける分課及びこれに相当する機関をいう。</p> <p>(出先機関)</p> <p><b>第4条</b> 出先機関とは、<u>法第17条第2項</u>の規定により設ける教育事務所をいう。</p> <p>(分掌事務)</p> <p><b>第9条</b> 前節に規定する課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">総務課</p> <p>(1)～(5)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p>(7)～(24) (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">財務課 (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">福利課</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 児童手当に関する事項</p> <p>(5)～(8) (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">義務教育課～保健体育課 (略)</p> <p>(分掌事務)</p> <p><b>第13条</b> 上越教育事務所の課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">総務課</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 市町村立の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の教職員の給与、旅費及び<u>児童手当</u>に関する事項</p> <p>(8)～(11) (略)</p> | <p>(本庁)</p> <p><b>第3条</b> 本庁とは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）<u>第18条第2項</u>の規定により設ける分課及びこれに相当する機関をいう。</p> <p>(出先機関)</p> <p><b>第4条</b> 出先機関とは、<u>法第18条第2項</u>の規定により設ける教育事務所をいう。</p> <p>(分掌事務)</p> <p><b>第9条</b> 前節に規定する課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">総務課</p> <p>(1)～(5)</p> <p><u>(6) 教育に係る特例民法法人に関し他課の所管に属しない事項</u></p> <p><u>(6)の2</u> (略)</p> <p>(7)～(24) (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">財務課 (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">福利課</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 児童手当及び<u>子ども手当</u>に関する事項</p> <p>(5)～(8) (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">義務教育課～保健体育課 (略)</p> <p>(分掌事務)</p> <p><b>第13条</b> 上越教育事務所の課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">総務課</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 市町村立の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の教職員の給与、旅費、<u>児童手当</u>及び<u>子ども手当</u>に関する事項</p> <p>(8)～(11) (略)</p> |



|  |  |
|--|--|
| <p>学校支援第1課～社会教育課 (略)</p> <p>(教育次長)</p> <p><b>第20条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 教育次長は、教育長を補佐してその事務を<u>整理する</u>。</p> <p>4・5 (略)</p> | <p>学校支援第1課～社会教育課 (略)</p> <p>(教育次長)</p> <p><b>第20条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 教育次長は、教育長を補佐してその事務を<u>整理し、教育長に事故があるときはその職務を代理し、教育長が欠けたときはその職務を行う</u>。</p> <p>4・5 (略)</p> |
|--|--|

**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）附則第2条第1項の規定により改正法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第1項の教育委員会の教育長が在職する場合には、この規則による改正前の新潟県教育委員会組織規則第20条の規定は、なおその効力を有する。

**教育委員会訓令**

◎新潟県教育委員会訓令第6号

教育庁本庁  
出先機関  
教育機関

新潟県教育委員会職員の安全衛生管理組織等を定める規程（昭和52年12月新潟県教育長訓令第4号）の一部を次のように改正し、平成27年4月1日から実施する。

平成27年3月31日

新潟県教育委員会

委員長 外山 迪子

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合は当該改正部分を改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合は当該改正後部分を加える。

| 改 正 後   | 改 正 前   |
|---|---|
| <p>(職務)</p> <p><b>第11条</b> 産業医は、次に掲げる事項で、医学に関する専門的知識を必要とするものを行い当該業務に関する事項について、当該事業所の長に勧告し、又は衛生管理者に指導若しくは助言することができる。</p> <p>(1) <u>健康診断及び面接指導等の実施並びにこれらの結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。</u></p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> | <p>(職務)</p> <p><b>第11条</b> 産業医は、次に掲げる事項で、医学に関する専門的知識を必要とするものを行い当該業務に関する事項について、当該事業所の長に勧告し、又は衛生管理者に指導若しくは助言することができる。</p> <p>(1) 健康診断の実施<u>及びその結果に基づく</u>職員の健康を保持するための措置に関すること。</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> |

◎新潟県教育委員会訓令第7号

教育庁本庁  
県立学校

新潟県立学校職員安全衛生管理規程（平成9年4月新潟県教育長訓令第8号）の一部を次のように改正し、平成27年4月1日から実施する。

平成27年3月31日

新潟県教育委員会

委員長 外山 迪子

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中別表の項の表示に下線が引かれた別表の項（以下「移動別表項」という。）に対応する同表の改正後の欄中別表の項の表示に下線が引かれた別表の項（以下「移動後別表項」という。）が存在する場合には当該移動別表項を当該移動後別表項とし、移動後別表項に対応する移動別表項が存在しない場合には当該移動後別表項（以下「別表追加項」という）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の項の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項並びに別表の項の表示及び別表追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合は当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正後表を削る。

| 改 正 後   | 改 正 前 |      |      |     |     |     |  |       |     |      |     |     |     |
|---|-------|------|------|-----|-----|-----|--|-------|-----|------|-----|-----|-----|
| <p>(学校管理医の職務)</p> <p><b>第14条</b> 学校管理医は、次に掲げる事項で、医学に関する専門的知識を必要とするものを行い、当該業務に関する事項について、校長に勧告し、又は安全衛生管理者若しくは衛生管理者若しくは衛生推進者に指導若しくは助言することができる。</p> <p>(1) <u>健康診断及び面接指導等の実施、これらの結果に基づく職員の健康を保持するための措置その他健康管理に関すること。</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(健康管理医)</p> <p><b>第15条</b> 学校管理医を置かない学校に健康管理医を置く。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 第1項の規定にかかわらず、教育長が必要と認めるときは、定時制及び通信制の課程（学校に2つ以上の課程が設置されている場合に限る。）並びに分校（以下「分校等」という。）に健康管理医を置くことができる。</u></p> <p><b>別表1</b>（第23条関係）</p> <p style="text-align: center;">安全衛生委員会委員の増員数</p> <p>1 2以上の課程又は分校を有する学校</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%;">学校の名称</td> <td style="width: 33%;">増員数</td> <td style="width: 33%;">増員内訳</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> | 学校の名称 | 増員数  | 増員内訳 | (略) | (略) | (略) | <p>(学校管理医の職務)</p> <p><b>第14条</b> 学校管理医は、次に掲げる事項で、医学に関する専門的知識を必要とするものを行い、当該業務に関する事項について、校長に勧告し、又は安全衛生管理者若しくは衛生管理者若しくは衛生推進者に指導若しくは助言することができる。</p> <p>(1) <u>健康診断の実施、その結果に基づく職員の健康を保持するための措置その他健康管理に関すること。</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(健康管理医)</p> <p><b>第15条</b> 学校管理医を置かない学校、<u>定時制及び通信制の課程（学校に2つ以上の課程が設置されている場合に限る。）並びに分校（以下「分校等」という。）</u>に健康管理医を置く。</p> <p>2 (略)</p> <p><b>別表1</b>（第23条関係）</p> <p style="text-align: center;">安全衛生委員会委員の増員数</p> <p>1 2以上の課程又は分校を有する学校</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%;">学校の名称</td> <td style="width: 33%;">増員数</td> <td style="width: 33%;">増員内訳</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> | 学校の名称 | 増員数 | 増員内訳 | (略) | (略) | (略) |
| 学校の名称   | 増員数   | 増員内訳 |      |     |     |     |  |       |     |      |     |     |     |
| (略)   | (略)   | (略)  |      |     |     |     |  |       |     |      |     |     |     |
| 学校の名称   | 増員数   | 増員内訳 |      |     |     |     |  |       |     |      |     |     |     |
| (略)   | (略)   | (略)  |      |     |     |     |  |       |     |      |     |     |     |

| <table border="1"> <tr><td>新発田南高等学校 (分校)</td></tr> <tr><td>高田高等学校 (分校)</td></tr> <tr><td>高田南城高等学校 (通信制)</td></tr> <tr><td>佐渡高等学校 (分校)<br/>(略)</td></tr> </table>   | 新発田南高等学校 (分校) | 高田高等学校 (分校)   | 高田南城高等学校 (通信制) | 佐渡高等学校 (分校)<br>(略) | <table border="1"> <tr><td>新発田南高等学校 (分校)</td></tr> <tr><td>十日町高等学校 (定時制)</td></tr> <tr><td>高田南城高等学校 (通信制)</td></tr> <tr><td>安塚高等学校 (分校)</td></tr> <tr><td>佐渡高等学校 (分校)<br/>(略)</td></tr> </table> | 新発田南高等学校 (分校) | 十日町高等学校 (定時制)   | 高田南城高等学校 (通信制) | 安塚高等学校 (分校) | 佐渡高等学校 (分校)<br>(略) |
|--|---------------|---|----------------|--------------------|--|---------------|---|----------------|-------------|--------------------|
| 新発田南高等学校 (分校)  |               |   |                |                    |  |               |   |                |             |                    |
| 高田高等学校 (分校)  |               |   |                |                    |  |               |   |                |             |                    |
| 高田南城高等学校 (通信制)   |               |   |                |                    |  |               |   |                |             |                    |
| 佐渡高等学校 (分校)<br>(略)   |               |   |                |                    |  |               |   |                |             |                    |
| 新発田南高等学校 (分校)  |               |   |                |                    |  |               |   |                |             |                    |
| 十日町高等学校 (定時制)  |               |   |                |                    |  |               |   |                |             |                    |
| 高田南城高等学校 (通信制)   |               |   |                |                    |  |               |   |                |             |                    |
| 安塚高等学校 (分校)  |               |   |                |                    |  |               |   |                |             |                    |
| 佐渡高等学校 (分校)<br>(略)   |               |   |                |                    |  |               |   |                |             |                    |
| <p><u>2</u> 2以上の課程及び分校を有する学校</p>   |               |   |                |                    |  |               |   |                |             |                    |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>学校の名称</th> <th>増員数</th> <th>増員内訳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>十日町高等学校 (定時制、分校)</td> <td>4人</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定時制の職員のうち、管理的立場にある者 1人</li> <li>・分校の職員のうち、管理的立場にある者 1人</li> <li>・安全又は衛生に関し経験を有する者 2人 (第23条第6項ただし書の規定に該当するもの)</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> |               | 学校の名称   | 増員数            | 増員内訳               | 十日町高等学校 (定時制、分校)   | 4人            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・定時制の職員のうち、管理的立場にある者 1人</li> <li>・分校の職員のうち、管理的立場にある者 1人</li> <li>・安全又は衛生に関し経験を有する者 2人 (第23条第6項ただし書の規定に該当するもの)</li> </ul> |                |             |                    |
| 学校の名称  | 増員数           | 増員内訳  |                |                    |  |               |   |                |             |                    |
| 十日町高等学校 (定時制、分校)   | 4人            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・定時制の職員のうち、管理的立場にある者 1人</li> <li>・分校の職員のうち、管理的立場にある者 1人</li> <li>・安全又は衛生に関し経験を有する者 2人 (第23条第6項ただし書の規定に該当するもの)</li> </ul> |                |                    |  |               |   |                |             |                    |
| <u>3</u> (略)   | <u>2</u> (略)  |   |                |                    |  |               |   |                |             |                    |
| <u>4</u> (略)   | <u>3</u> (略)  |   |                |                    |  |               |   |                |             |                    |
| <u>5</u> (略)   | <u>4</u> (略)  |   |                |                    |  |               |   |                |             |                    |